

委員からの質問2

○ 臨時福祉給付金等支給に関する業務について、本件手続に係る事務である「国立・私立学校等給食費相当給付金事業」は、区立学校に在籍している者で、対象月に一度も学校給食を食べなかった児童・生徒も給付対象になるとのことだが、

（1）当該児童・生徒が1か月のうち、給食を食べた日が何日かある場合は給付の対象となるのか。対象となる場合は、当該児童が給食を食べた日数を管理するのか。

（2）当該児童の状況は学校から教育委員会、教育委員会から子ども家庭部管理課へと毎月状況が報告されるのか。

（3）在留資格がない外国籍児童については、本件給付事業の対象となるのか。

回答

（1）本件給付事業において、1か月のうち給食を食べた日
が何日かある児童・生徒については給付の対象とはならず、
よって、給食を食べた日数の管理は行いません。

（2）当該児童の状況報告については、各校から学期毎に報
告を受けることを予定しております。

（3）在留資格がない外国籍児童については、就学の機会を
確保するため公立の義務教育諸学校への入学が可能とされ
ていることに鑑み、給付要件に該当することを確認した上で、
本件給付事業の対象となります。